

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会
会長 宇多 民夫

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成21年4月7日付け大住吉総第20号により諮問のありました件について、次のとおり
答申いたします。

第1 審査会の結論

本件異議申立ては、異議申立ての利益が失われたと認められるので、大阪市長（以下
「実施機関」という。）は、却下すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 21 年 2 月 6 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第
3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「職員等の公正な職
務の執行の確保に関する条例に係る事務取扱要領 住吉区役所保管分」の公開請求
（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対して別表 1 の（え）欄に記載する公文書（以下「本件文
書」という。）を特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき、別表 1 の（か）欄に記
載のとおり公開の実施場所として大阪市役所 1 階市民相談室（以下「市民相談室」と
いう。）を指定し、平成 21 年 2 月 20 日付け大住吉総第 147 号において、部分公開決
定（以下、「本件決定 1」という。）を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 21 年 3 月 10 日、本件決定 1 における公開の実施場所の決定を
不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）（以下、
「不服審査法」という。）第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 公開実施場所の決定について

本件に係る公開実施の場所について別途調整を希望したのに、調整せずに市民相談室と決定した事に異議がある。

公開請求時に、公開の実施場所として住吉区役所総務担当の場所を特に指定するために、請求書に住吉区役所保管分との記入をし、担当欄には住吉区役所総務担当と記載されたのに、公開の実施場所について事前調整もなく、市民相談室にされた事は約束に反する。

情報公開条例解釈・運用の手引（以下「手引」という。）第 14 条公開の実施の項に、「実施機関が日時及び場所を指定する際には、やむを得ない場合を除き、公開請求者と事前に調整するように努める。」となっているが、いかなる事前調整も場所に関してはなされなかった。通例であるにすぎない市民相談室を一方的に指定する事は市自身が作成した手引に反するため、請求時に認めた住吉区役所以外の場所での公開の実施は認められない。

なお、平成19年9月10日付け大建第3208号による公文書公開決定通知書では、日時も場所も「別途調整します」となっており、公開の実施場所は市民相談室ではなかった。また、水道局への公文書公開も、市民相談室ではなく、水道局粉浜営業所にて公文書公開がなされたことから、本件は誤った対応である。

また、住吉区役所にて公開の実施が出来ない理由もなく、公開対象文書も公開担当者も公開請求者本人も住吉区にいるために、本件公開の実施を市民相談室とする事は費用時間その他不必要な負担になる。

2 公開の実施について

平成 21 年 8 月 24 日に行われた公開は、文書のコピーが手渡された際に費用の支払いを行っておらず、また、意見書を提出した同年 12 月 7 日時点においても行っていないことから、単なる情報提供に過ぎないのであって、条例に基づく公開の実施ではない。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 公開を実施する日時及び場所の決定方法について

大阪市情報公開条例施行規則（以下「規則」という。）第 4 条第 1 項において、「条例第 10 条第 1 項の市長が定める事項は、公開を実施する日時及び場所並びに公開の実施方法とする。」と規定されている。また、規則第 8 条第 1 項においても「条例第 14 条の規定による公文書の公開は、実施機関が指定する日時及び場所において、実施機関が指定する方法により行う。」と規定されており、公開を実施する場所は、実施機関が指定することと定められているものである。

2 事前調整について

異議申立人は、本件請求が行われた当時の手引「第 14 条 公開の実施」の運用において、「実施機関が日時及び場所を指定する際には、やむを得ない場合を除き、公

開請求者と事前に調整するように努める。」こととなっていることから、公開の実施場所に関して、事前調整をするべきであったと主張している。

しかしながら、手引の第14条には、上記の記述に続いて、「公開の実施場所は、市民相談室会議室において行うことを通例とするが、電磁的記録の公開などで専用機器の設置場所等が限られている場合は、当該場所を指定するものとする。また、公開請求者や実施機関の職員が多数にわたる場合や同時に複数の公開を実施する場合等においては、別途会議室等を指定するものとする。」と記述されている。

本記述は、日時に関しては、事前に公開請求者の都合を確認することなく決定してしまうことで、公開請求者の都合が合わないこともあることから、事前調整に努めることを求めている趣旨であると考えられる。

また、場所に関しては、実施を行うに際して不都合がない場合、市民相談室において行うことを通例とし、例外として、電磁的記録の公開などで専用機器の設置場所等が限られている場合、公開請求者や実施機関の職員が多数にわたる場合及び同時に複数の公開を実施する場合等には、別途会議室等を指定するという趣旨であると考えられる。

以上を踏まえ、本件決定に係る公開の実施に際して、専用機器等を必要とせず、また、公開請求者や実施機関の職員が多数にわたることや同時に複数の公開を実施する場合等にも該当しないと判断し、通例に従い、「公開の場所」を「大阪市役所1階市民相談室」と決定したものである。

3 本件請求時の対応について

異議申立人から、情報公開室での本件請求受付時に、公開の実施については、住吉区役所で行って欲しい旨の申し出があったが、請求当時の公開実施の運用においては、上記にもあるとおり、公開の実施は、電磁的記録の公開などで専用機器の設置場所等が限られている場合や、公開請求者や実施機関の職員が多数にわたる場合や同時に複数の公開を実施する場合等以外においては、市民相談室が通例となっていた。そのため、公開の実施については、住吉区役所では行わない旨の説明を行っていたが、場所についての説明に異議申立人は納得がいかない様子であった。

請求書提出後、実施機関において決定通知を作成するにあたり、請求書に連絡先の記載がなく、公開の日時の調整が容易にできない状況であったため、日時においては別途調整をすることとした。

しかし、公開の場所については請求時の経過もあったため、別途調整とすることにより、住吉区役所での公開が可能と誤解を与えることにもなりかねないと判断し、場所を指定したものである。

したがって、異議申立人は「本件異議申立ての趣旨」で「請求時に認めた住吉区役所以外の場所での公開の実施は認められない。」と主張しているが、公開の実施場所について、市民相談室ではなく住吉区役所であると認めたことは一切ない。繰り返し説明をするも、異議申立人があくまで住吉区役所での公開の実施を主張されるので、規則第8条第1項の規定により、公開の実施場所について、市民相談室を指定し、通

知したものである。

4 異議申立て後の経過について

平成 21 年 4 月 1 日から公開の実施場所拡大の試行実施に伴い、同日付けで、手引の第 14 条に関する運用の記述が、「公開の実施場所は、市民相談室会議室において行うことを通例とするが、主たる事務所が大阪市役所本庁舎以外にある所管局が担当となっている場合には、公開請求者の希望により、当該所管局が保有する対象文書の公開の実施を当該所管局指定場所(会計関係規定等に基づく現金収納が可能な場所)で行うことも可能である。」と改訂された。

上記の改訂を受け、実施機関は平成 21 年 7 月 17 日付け大住吉総第 81 号により、公開の実施場所を住吉区役所とした部分公開決定の取消し及び新たな部分公開決定（以下「本件決定 2」という。）を行い、異議申立人あて通知している。

さらに、異議申立人が住吉区役所に来庁した同年 8 月 24 日付けで、公開の実施を行ったものである。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、別表 1 の（か）欄に記載のとおり公開の実施場所を、市民相談室と決定したのに対して、異議申立人は事前調整なく決定した市民相談室以外での実施を求め、本件決定 1 を取り消すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、公文書の公開の適否ではなく、公開の実施場所決定の妥当性である。

3 本件異議申立ての利益について

異議申立人による本件請求を受けて、平成 21 年 2 月 20 日に本件決定 1 がなされ、公開の実施場所を事前調整せずに決定したことに対して異議申立てが提起された同年 3 月 10 日時点では、異議申立人には本件決定 1 の取消しを求める法律上の利益があったといえる。

しかしながら、その後、同年 4 月 1 日付けで、「公開の実施場所は、市民相談室会議室において行うことを通例とするが、主たる事務所が大阪市役所本庁舎以外にある所管局が担当となっている場合には、公開請求者の希望により、当該所管局が保有する対象文書の公開の実施を当該所管局指定場所(会計関係規定等に基づく現金収納が

可能な場所)で行うことも可能である。・ ・ (後略) ・ ・ 。」と手引が改訂された。この公開の実施場所の拡大措置を踏まえ、実施機関は本件決定1を取り消し、同年7月17日付けで本件決定2を行った。その結果、同年8月24日に住吉区役所において文書の写しの交付により公開を実施していることから、この時点で本件決定1の取消しを求める本件異議申立ての利益はなくなったものと認められる。

ここで、異議申立人は8月24日に本件文書のコピーの手渡しを受けたのは、情報提供であって公開の実施ではないと主張するが、現に異議申立人は、本件決定2に基づき本件請求の対象文書の写しを入手しており、条例に基づく公開の実施が行われたというほかなく、異議申立人が公開請求をした目的は既に達しているという事実に相違はない。

よって、本件決定1の取消しを求める異議申立ては、その利益がなくなっており、不服審査法第47条第1項に基づき不適法となることから、却下すべきである。

なお、異議申立人から、平成21年12月7日付けで口頭意見陳述を希望する旨の申し出がなされているが、条例第24条第1項ただし書により、当審査会としてはその必要がないと判断するので、この意見陳述は実施しない。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

付記

本件異議申立てに係る実施機関の対応について当審査会で確認したところ、異議申立ての手続き等についての説明不足があったことは否めず、今後、実施機関に対しては、情報公開制度の趣旨に従い、遅滞なく適切に事務手続きを進めていくことを強く求める。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 宇多民夫、委員 小谷寛子、委員 松戸浩、委員 大久保規子

(別表 1)

本件決定 1

(あ)	諮問書	平成 21 年 4 月 7 日付け大住吉総第 20 号
(い)	決定	平成 21 年 2 月 20 日付け大住吉総第 147 号 部分公開決定
(う)	請求日	平成 21 年 2 月 6 日
(え)	公文書の件名	職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に係る事務取扱要領 (住吉区役所保管分)
(お)	公開の日時	別途、調整させていただきます。
(か)	公開の場所	大阪市役所 1 階 市民相談室
(き)	公開の実施方法	文書の閲覧
(く)	異議申立て年月日	平成 21 年 3 月 10 日
(け)	担当	住吉区役所総務担当

(別表 2)

本件決定 2

(あ)	決定	平成 21 年 7 月 17 日付け大住吉総第 81 号 部分公開決定の取消し及び新たな部分公開決定
(い)	請求日	平成 21 年 2 月 6 日
(う)	公文書の件名	職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に係る事務取扱要領 (住吉区保管分)
(え)	公開の日時	別途、調整させていただきます。
(お)	公開の場所	住吉区役所 3 階 相談室
(か)	公開の実施方法	文書の写しの交付
(き)	担当	住吉区役所総務担当